

いじめ事案発生時の初動に関するフロー図
 (事案発生から2日間程度)

高知県立山田養護学校

いじめ事案発生の疑い

- ・教職員による現認
- ・被害児童生徒及び保護者からの訴え（連絡帳への記載を含む）
- ・被害児童生徒の同級生、保護者、その他の関係者からの訴え
- ・学校生活アンケート

被害児童及び加害児童に対する緊急の対応

- ・関係する加害児童生徒に対するいじめ行為の制止（発見者、担任等）
- ・被害児童生徒の保護（発見者、担任等、管理職）
- ・事案の状況に関するその場での緊急の事案確認（発見者、担任等）

いじめの疑い事案発生の報告

- ・学級主任及び生徒部長への報告（事案発見者）
- ・管理職へのいじめ事案発生の疑いの報告（生徒部長又は事案発見者、担任）
- ・関係する担任等に事案の事実確認を要請（生徒部長又は人権教育主任、管理職）
- ・人権教育主任との情報共有をする（生徒部長又は管理職）
- ・関係する児童生徒に対する聴き取りと事案確認、事案の聴き取り報告書の作成（担任等）
- ・生徒部長への報告と事案の聴き取り報告書の提出（担任等）

校内危機管理委員会の開催（事案発生当日～翌日までに）

- ・事案概要の報告と校内での情報共有
- ・「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」開催の必要性の判断
- ・今後の指導、支援の方向性の検討

関係する児童生徒の保護者への連絡

- ・校内危機管理委員会終了後、ただちに関係する児童生徒の保護者に以下のことを連絡する。（管理職）

【被害児童生徒の保護者に対して】

- ①その時点で確認できた事実
- ②学校の今後の指導方針と被害児童への支援方法
- ③家庭での子どもの様子の変化に注意することと、些細な変化でも学校に報告することの連絡

【加害児童生徒の保護者に対して】

- ①その時点で確認できた事実
- ②学校の今後の指導方針と家庭と連携した指導を行うこと
- ③いじめは許されない行為であり、学校として毅然とした対応をすること
- ④家庭での子どもの様子の変化に注意することと、些細な変化でも学校に報告することの連絡